

第2次
真岡市男女共同参画
社会づくり計画
(平成24年度～28年度)

(案)

平成24年
真岡市

目 次

第1部 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格と位置づけ	1
3 計画の期間	1
4 計画の成果と課題	2-3

第2部 計画の基本的な考え方

1 男女共同参画社会実現の必要性	4
2 計画の基本理念	5
3 計画の基本目標	5
4 計画の体系	6

第3部 施策の展開

【基本目標1】 男女の人権の尊重と 男女共同参画意識の 啓発促進	
施策の方向1 男女共同参画意識の醸成と慣行の見直し	7-9
施策の方向2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	10-12
施策の方向3 人権に配慮した生涯にわたる健康づくりの推進	13-15
施策の方向4 男女間における暴力の根絶	16-18
【基本目標2】 あらゆる分野における男女共同参画促進	
施策の方向5 政策・方針・意思決定の場における男女共同参画の推進	19-21
施策の方向6 就労の場における男女共同参画の推進	22-24
施策の方向7 誰もが安心していきいきと暮らせるまちづくりの推進	25-27
施策の方向8 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	28-31
計画の新規・重点事業一覧	32-33

第4部 計画の推進

1 計画の推進体制	34
2 計画の進行管理	34
3 計画の推進体制図	35

参考資料

1 真岡市男女共同参画社会づくり計画策定の経緯	36
2 真岡市男女共同参画審議会委員名簿	37
3 真岡市男女共同参画社会づくり市民会議委員名簿	38
4 男女共同参画社会基本法	39-44
5 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章	45-47
6 真岡市男女共同参画推進条例	48-51
7 真岡市男女共同参画推進条例施行規則	52-53
8 真岡市男女共同参画社会づくり市民会議設置要綱	54
9 真岡市男女共同参画社会づくり計画推進会議設置要綱	55-56

第1部
計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

男女が、お互いを認め合い、個性と能力を発揮できる社会の実現は、少子高齢化と経済活動のグローバル化、地域社会のコミュニティの変化に対応していくために取り組むべき喫緊の課題となっています。

国では、国際化や情報化などの急激な社会の変動に対応するため、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定後、平成12年には「男女共同参画基本計画」を策定して総合的な取組を推進してきました。

栃木県も、平成13年に「とちぎ男女共同参画プラン」を策定し、平成14年に「栃木県男女共同参画推進条例」を制定、平成15年に同条例を施行し、豊かで活力のある男女共同参画社会の実現に向けて、総合的な諸施策を推進してきました。

また、真岡市においても、平成14年3月に平成23年度までの10年間の計画として「真岡市男女共同参画社会づくり計画」（平成14年度～23年度）を策定し、様々な取組を展開してきました。また、平成19年3月に、「真岡市男女共同参画社会づくり計画 後期実施計画」（平成19年度～23年度）を策定し、真岡市の都市像「だれもが“ほっと”できるまち 真岡」の実現に向けての施策を展開してきました。

こうした施策により、性別による固定的な役割分担意識(※注1)は徐々に解消されておりますが、いまだに社会における制度や慣行の中に見直すべき課題が存在している現状を踏まえて、平成23年4月に「真岡市男女共同参画推進条例（以下「男女共同参画推進条例」という。）」を施行し、施策の方向性を明らかにしました。現計画の期間が平成23年度で終了することから、男女共同参画社会の早期実現を目指すため、平成24年度から平成28年度までの5年間の実効性のある行動計画を策定するものです。

2 計画の性格と位置づけ

- (1) 国の男女共同参画基本計画（第3次）、県のとちぎ男女共同参画プラン（三期計画）、第10次市勢発展長期計画をはじめ、市の各計画、プランとの整合を図り、男女共同参画推進条例第3条の基本理念に基づいて、真岡市の男女共同参画社会の推進を図るための基本的な方向と具体的施策を明らかにするものです。
- (2) 男女共同参画推進条例第3条の基本理念に基づき、推進のための指針となるものです。
- (3) 男女共同参画推進条例第8条に基づく「行動計画」として位置づけられます。

3 計画の期間

平成24年度から平成28年度までの5年間を計画期間とします。

この計画の実施状況については毎年、男女共同参画推進条例第19条に基づき、報告書を作成し、これを公表します。

(※注1) 性別による固定的役割分担意識 男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的な業務」等は、固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

4 男女共同参画社会づくり計画の成果と課題

真岡市男女共同参画社会づくり計画（後期実施計画・平成19年度～平成23年度）で設定した主な目標値に対する成果は以下のとおりでした。前回の調査と比較すると、社会全体における男女平等感、性別による固定的な役割分担意識や委員会・審議会的女性委員の割合は少しずつ解消されてきています。

また、計画期間中の平成23年4月には、真岡市男女共同参画社会づくり市民会議における審議を経て、「男女共同参画推進条例」が施行されるなど、市民と行政が連携してさまざまな施策に取り組んできました。

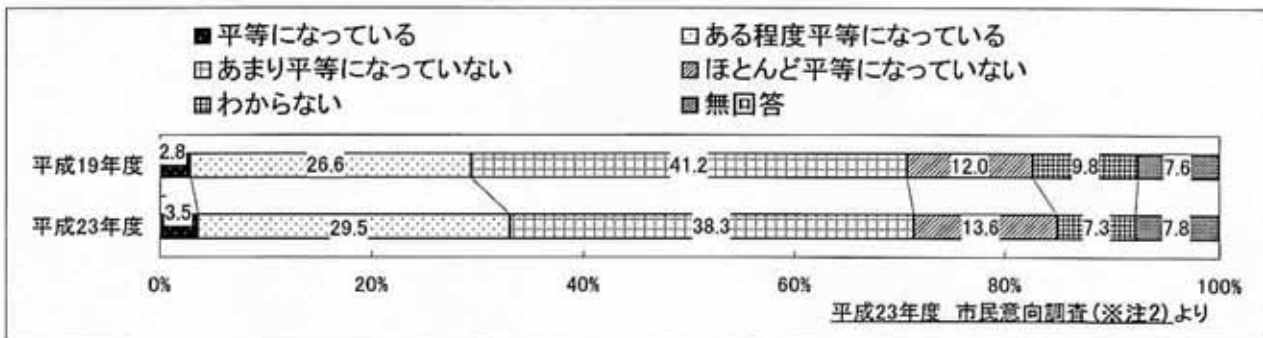
しかし、残された課題があることから、今後さらに市民一人一人が取り組みやすい施策を展開することで、真の男女平等意識と男女共同参画社会への理解を深めていく必要があります。

社会全体の中における男女平等感

社会において「男女平等である」と感じる人の割合

社会全体の中で男女の立場が「平等」「ある程度平等」になっていると感じている人の割合は増加しています。

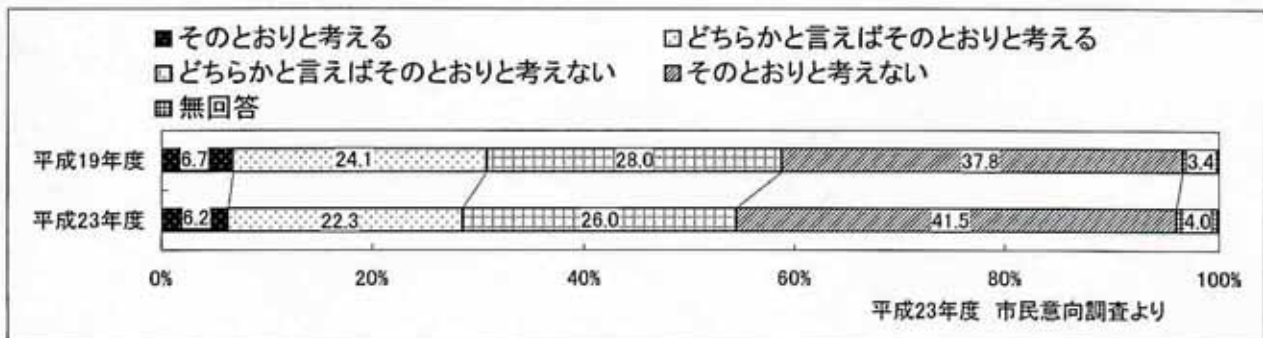
前計画H19	現状H23	目標値H23
29.4%	33.0%	40.0%



性別による固定的役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」といった固定的意識について

「そのとおりと考える」「どちらかと言えばそのとおりと考える」と答えた人の割合は減少しています。



政策・方針決定の場への女性の参画促進

委員会・審議会等の女性委員構成割合

本市における委員会・審議会等の女性委員の割合は増加しています。

前計画H19	現状H23	目標値H23
26.8%	27.5%	30.0%

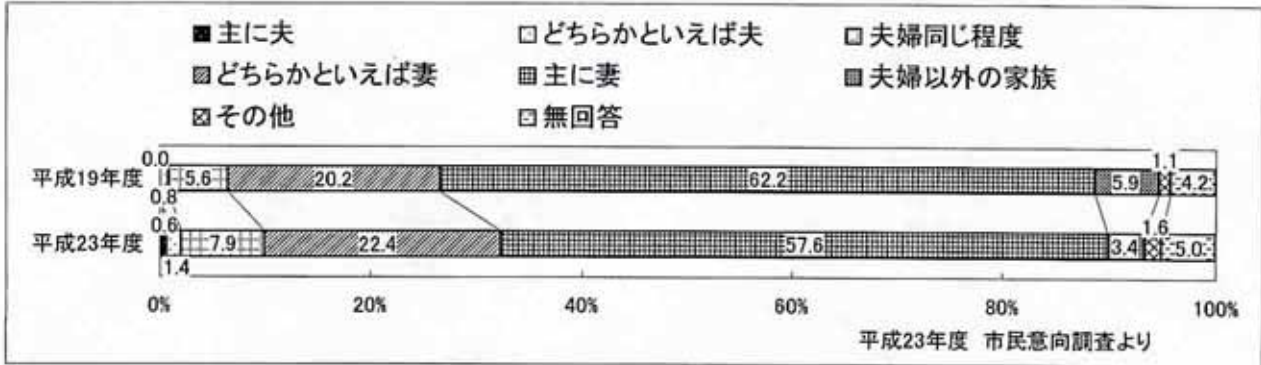
附属機関等の委員の構成調べより/総務課(平成23年3月31日現在)

夫婦や家族の間の役割分担

食事のしたくを「主に妻」「どちらかと言えば妻」が行っている割合

「主に妻」「どちらかと言えば妻」が行っている割合は減少しています。

前計画H19	現状H23	目標値H23
82.4%	80.0%	75.0%

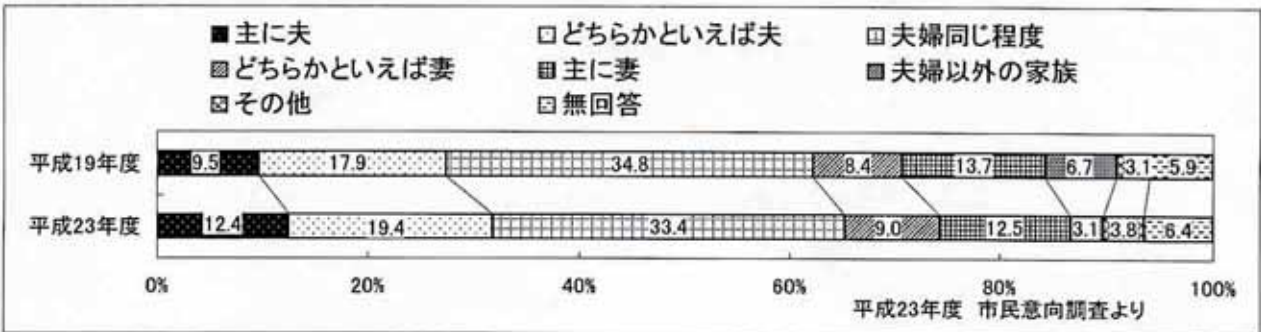


自治会活動における男女共同参画

町内行事などに「夫婦同じ程度」参加している割合

町内行事などに「夫婦同じ程度」参加していると答えた人は減少しています。

前計画H19	現状H23	目標値H23
34.8%	33.4%	40.0%

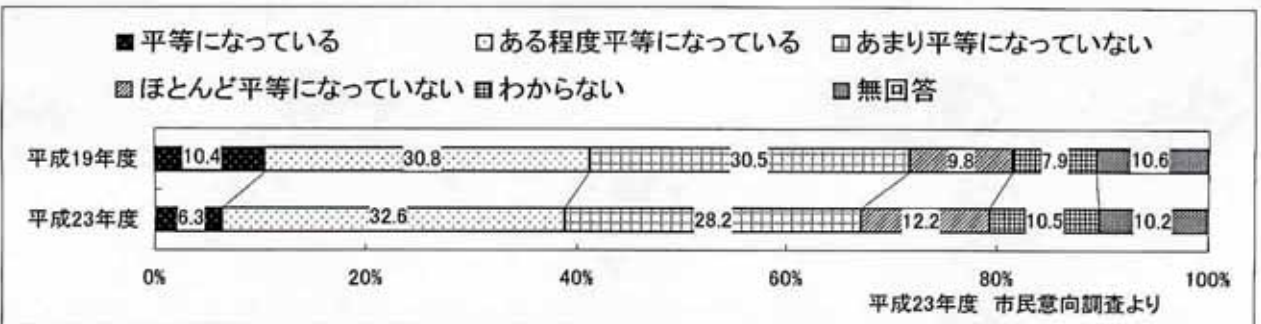


職場における男女平等感

職場において「男女平等である」と感じる人の割合

職場において「男女平等」であると感じている人の割合は減少しています。

前計画H19	現状H23	目標値H23
41.2%	38.9%	50.0%



(※注2) 平成23年度 市民意向調査 平成23年4月～5月に企画課で実施した調査で対象者は、市内在住18歳以上、性別、年齢別に無作為抽出した3,000名で、回収数は1,298名、回収率は43.3%です。

第2部
計画の基本的な考え方

1 男女共同参画社会実現の必要性

男女共同参画社会とは

「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会」を言います。

すなわち「男性だから」とか「女性だから」という理由で、それぞれ個人の可能性が狭められることなく、多様な生き方や価値観が認められる社会のことです。

真の男女平等とは

男女共同参画における男女平等は、まだ正しい理解がされていない傾向にあります。男性と女性は性差による身体機能や体力、考え方などが異なる場合があります。真の平等とは、家事や育児、力仕事など、あらゆる分野において性別にかかわらず男女対等に行おうとするものではなく、社会の構成員として互いに社会参画を認め合い協力し合う意識のことです。

昨今では、これまで男性の分野とされていたところで力を発揮する女性がいたり、その逆も見受けられます。これまでの性別による固定的役割分担意識に基づく慣行を改めることで、一人一人の個性に応じた生き方を選択することのできる社会の実現が可能になります。

男女共同参画社会が実現すると

「男女共同参画」というと、ともすれば女性のための取組であると思われがちですが、性別にかかわらず、誰もが自分らしく生きていける男女共同参画社会の実現は、男性にとっても重要なことです。性別による固定的役割分担意識は、「男性が主に稼ぐべき」などといった男性側の責任として重くのしかかる場合があります。

男女共同参画社会が実現すると、家庭や職場において男女が個性や能力を発揮することができます。男性も女性も共に仕事と家庭生活・地域活動のバランスをとり、責任を分担し合うことで、家族の団らんを楽しむ余裕ができたり、地域活動に参加しやすくなるなど、より心豊かで充実した生活を送ることができます。

少子・高齢社会への対応

少子・高齢化の進展と人口減少により、労働力は減少していく状況にあります。その中で社会の活力を維持していくためには、働きたいと思う女性が社会進出できるようにすることが必要不可欠です。

女性の労働力率の向上と少子化対策は、一見矛盾するように思われますが、国際的な比較においては女性の労働力率が高い国ほど、出生率が高い傾向があります。こうした傾向は国内でも同様であり、女性の有業率の高い県ほど出生率が高い傾向がみられます。

しかし、現状では共働き世帯における女性の負担感は重く、また家事や育児、介護の負担等の大部分を女性が一人で担う場合もあり、働きたくても働けない状況も多数存在します。女性の労働力率の向上のためには、保育施設や介護施設等の充実などの社会基盤の整備を図ることが重要です。また、男性が積極的に家事や育児、介護に参加するなど、意識改革を含めた男女共同参画の一層の推進が必要となっています。

2 計画の基本理念

本計画は、本市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、計画的に推進するためのものです。

男女共同参画推進条例第3条に定める7つの基本理念に基づき、本計画の基本理念を以下のとおりとします。

(1) 男女の人権の尊重と暴力の根絶

男女が、個人の尊厳を重んじられ、性別による差別的取扱いを受けずに、能力を発揮する機会が確保されるようにします。また男女の性別に起因した暴力が根絶されるようにします。

(2) 社会における制度又は慣行についての配慮

男女が、性別による固定的役割分担意識に基づく社会制度や慣行にとらわれることなく、多様な生き方を選択することができるように配慮します。

(3) 施策等の立案・決定の場における共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、市の施策又は家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画できるようにします。

(4) 家庭生活とそれ以外の社会活動の両立

男女が、家庭の重要性を認識し、子育てや介護などを互いに協力し合い、家庭生活と家庭生活以外の社会における活動との両立を図ることができるようにします。

(5) 人権の尊重を基本とした教育の実施

学校教育、社会教育、家庭教育等のあらゆる教育が、男女の人権の尊重を基本として行われるようにします。

(6) 男女の性についての理解と生涯にわたる健康の確保

男女が互いの身体的特徴及び性についての理解を深め、尊重し合うことにより、生涯にわたり心身共に健康な生活を営むことができるようにします。

(7) 国際社会の動向を踏まえた取組

男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係があることを考慮し、国際的な取組と歩調を合わせながら進めます。

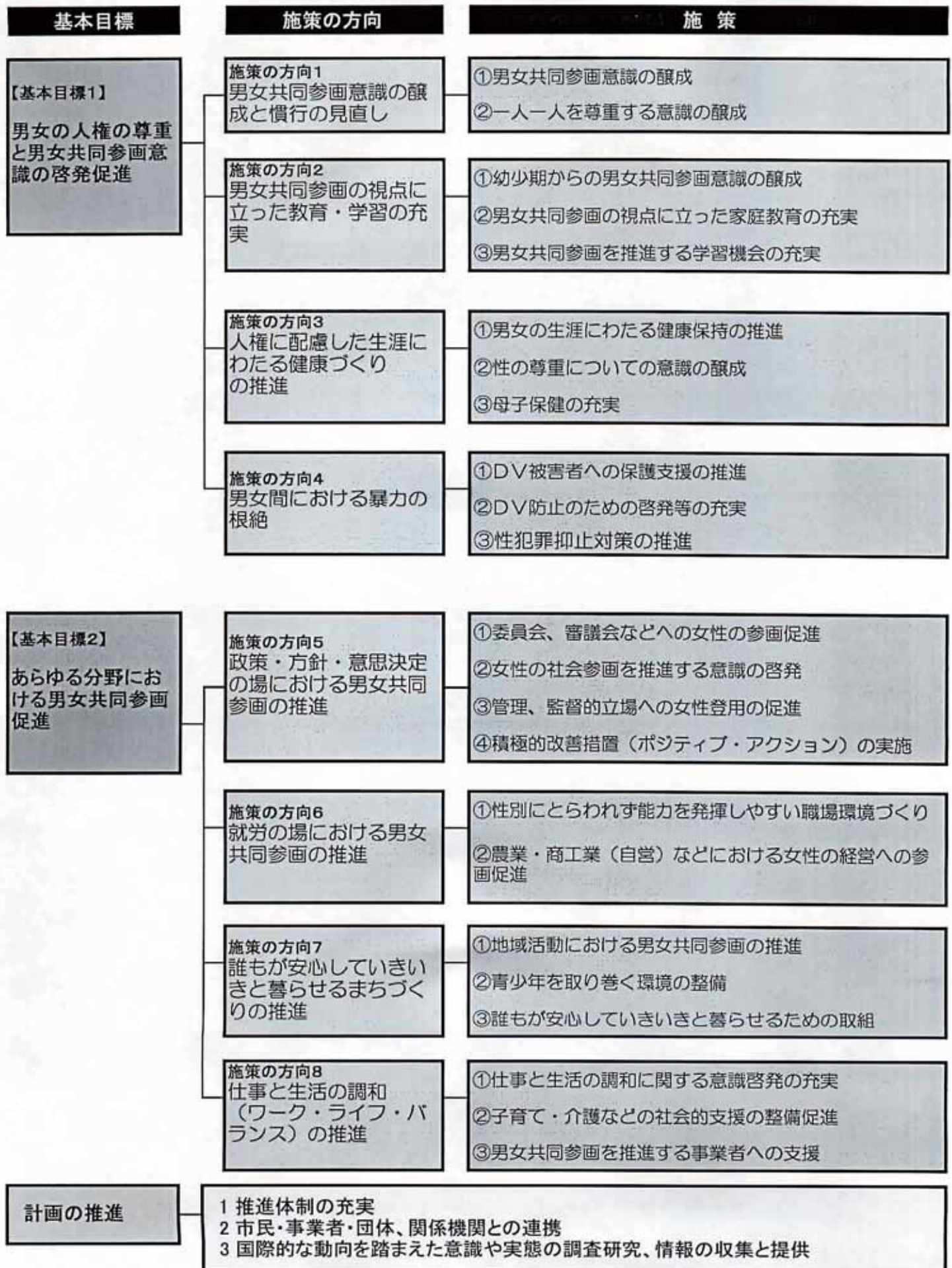
3 計画の基本目標

市民一人一人が「男女共同参画社会づくり」について取り組むべき課題を認識し、それぞれの立場で学び実践するために、次の2つの基本目標を掲げます。さらに、施策の方向を示し施策を展開することで男女共同参画社会実現を目指します。

(1) 男女の人権の尊重と男女共同参画意識の啓発促進

(2) あらゆる分野における男女共同参画促進

4 計画の体系



第3部
施策の展開

基本目標 I 男女の人権の尊重と男女共同参画意識の啓発促進

施策の方向1 男女共同参画意識の醸成と慣行の見直し

現状と課題

男女共同参画意識とは、男女が個性と能力を十分に発揮することのできる社会づくりを進めるために誰もが共有すべき重要なものです。しかし、男女共同参画における男女平等は、まだ正しい理解がされていない傾向にあります。

男性と女性は性差による身体機能や体力、考え方などが異なっており、分野によっては向き不向きもあります。真の平等とは家事や育児、力仕事など、あらゆる分野において性別にかかわらず、男女対等に行おうとするものではなく、互いに社会参画を認め合い協力し合う意識のことです。「男性だから」とか「女性だから」ということにとらわれず、「自分らしさ」を大切にする人がさらに増えることで、これまでの性別による固定的役割分担意識が薄れ、一人一人の個性に応じた生き方を選択することのできる社会の実現が可能になります。

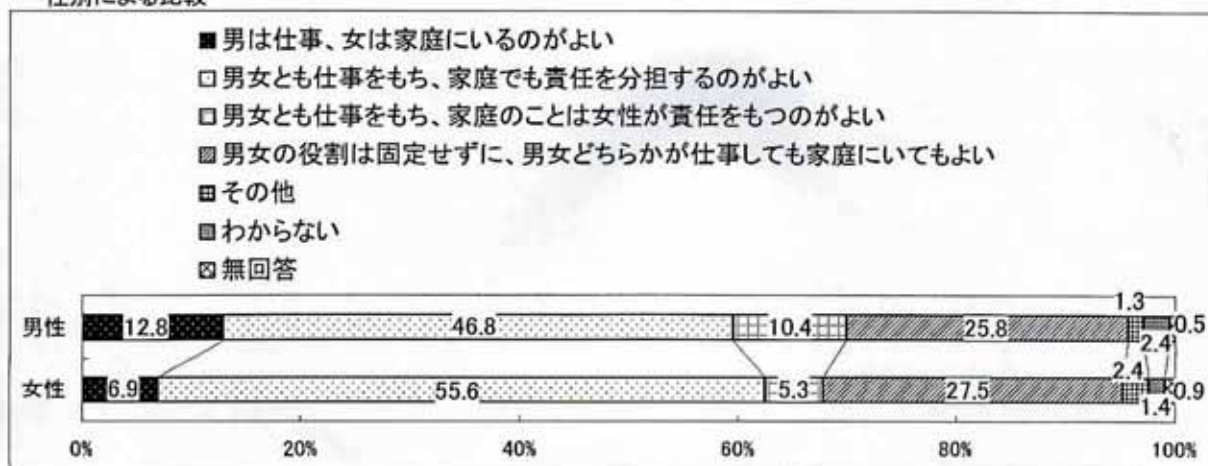
下のグラフ(参考資料1参照)は性別による固定的役割分担意識を男女別に比較したのですが、「男は仕事、女は家庭にいるのがよい」と答えた割合が男性は12.8%、女性は6.9%と、男性が5.9ポイント高い割合となっています。「男女とも仕事をもち、家庭のことは女性が責任をもつのがよい」と答えた割合は男性が10.4%、女性が5.3%と男性が5.1ポイント高く、「共働きであっても家庭のことは女性の役割」という意識が一部の男性に残っていることがうかがえます。次頁のグラフ(参考資料2参照)で年代別に比較すると、若い世代ではそういった意識がやや薄れている傾向はあるものの、男女間では意識に若干差が生じています。

これらのことを踏まえ施策を展開し、家庭・職場・地域などにおいて性別による固定的役割分担意識に基づく慣行を改めるとともに、真の男女平等の意識の醸成を図っていくことが求められています。

参考資料1：男女における固定的意識について

問 あなたは、「男は仕事、女は家庭」といった従来の固定的意識についてどう思いますか。

性別による比較

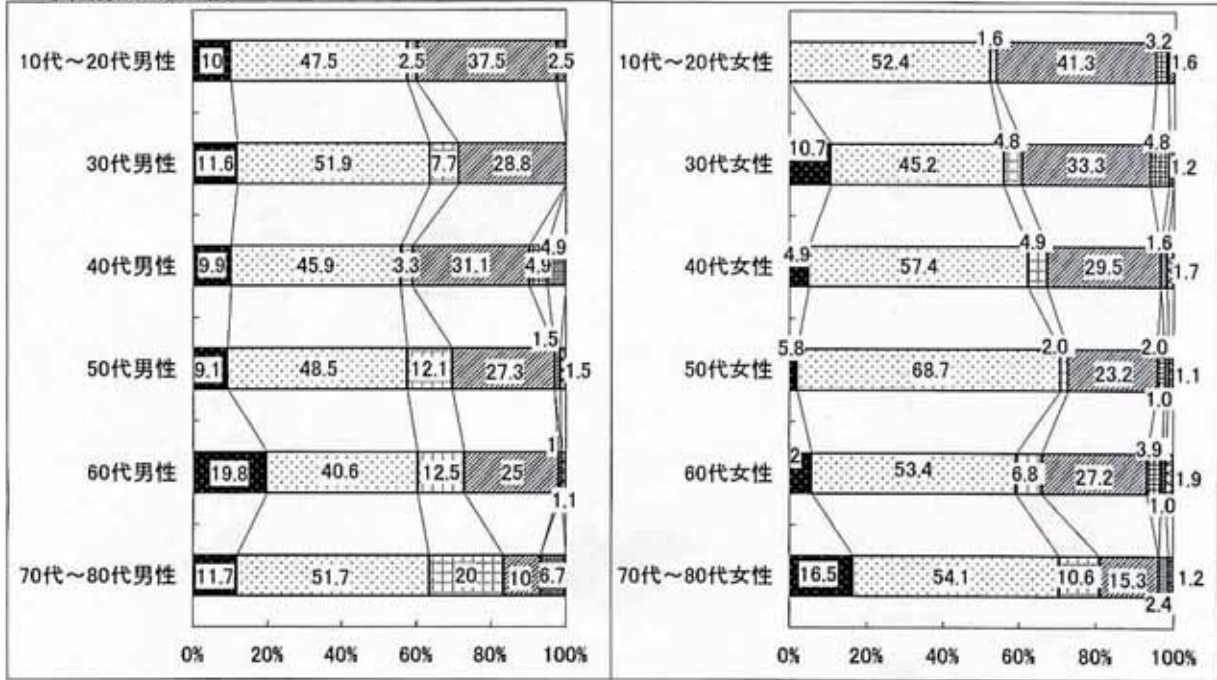


男性N=376 女性N=495 平成23年度 真岡市 男女共同参画に関する市民意識調査(※注3)より

(※注3)平成23年度 真岡市男女共同参画に関する市民意識調査 平成23年5月に実施した調査で対象者は市内在住18歳以上、性別、年齢別に無作為抽出した2,000名で、回収数は889名、回収率は44.5%です。

参考資料2：年代別グラフ

年代別による比較



男性N=375 女性N=495

平成23年度 真岡市 男女共同参画に関する市民意識調査より

施策1-①

◆男女共同参画意識の醸成

事業No	事業内容	具体的内容	担当課
1	男女共同参画推進条例の周知	地域座談会・出前講座等、あらゆる機会においてパンフレットを配布し、市民・事業者等を対象に条例の周知を図ります。	生涯学習課
2	男女共同参画社会づくり計画の周知	男女共同参画社会づくり講演会やセミナー等において、本計画について説明します。	生涯学習課
3 (重) ※注4	男女共同参画社会づくり講演会の開催	男女共同参画意識を醸成するために、幅広く市民に呼びかけ、講演会を開催します。	生涯学習課
4 (新) ※注5	男女共同参画セミナーの開催	市民のニーズに応じた男女共同参画セミナーを開催します。	生涯学習課
5 (新)	男女共同参画情報誌の発行	男女共同参画に関する情報誌を発行し、全戸配布及び市内各施設に配置します。	生涯学習課
6	男女共同参画に関する情報の提供	国内外を問わず男女共同参画に関する情報を、市のホームページや広報紙等を利用して提供します。	秘書課 生涯学習課
7 (新)	外国籍市民への男女共同参画施策への理解の推進	市内在住の外国人に対して、男女共同参画推進条例等の男女共同参画に関する理念や制度の理解を推進します。	安全安心課 生涯学習課

(※注4)(重) 本計画における重点事業

(※注5)(新) 計画の見直しに伴う新規事業

重点事業・新規事業の考え方については、P33ページをご参照ください。

施策1-②

◆一人一人を尊重する意識の醸成

事業No	事業内容	具体的内容	担当課
8	人権啓発講演会等の開催	市民一人一人が個性と能力を十分に発揮できる社会づくりを推進するために、人権啓発講演会等を開催します。	福祉課 生涯学習課
9	自分らしさを育てる教育の推進	小中学校の学習活動を通じて、相手の立場に立って物事を考え、偏見や差別の不当性を正しくとらえ、その人の喜怒哀楽を自分のこととして理解できるような指導を実施します。	学校教育課
10	子ども向けの意識づくりパンフレット等の配布	男女平等や人権意識啓発のパンフレットを配布し、人権週間等で話し合いを実施し、意識の高揚を図ります。	福祉課 学校教育課

施策の目標値

事業No	事業内容	目標設定指標	基準年 H22年度	目標年度 H28年度
1～7	男女共同参画意識の醸成	市民意向調査で「社会全体において男女の立場が平等」と回答した人の割合	33.0%	40.0%
		市民意向調査で男女の固定的役割分担意識は解消されていると感じている人の割合	67.5%	75.0%
3	男女共同参画社会づくり講演会の開催	男女共同参画社会づくり講演会の参加者数及び男性参加者の割合	参加者数 229名 男性の割合 26%	参加者数 300名 男性の割合 40%

男女共同参画社会の実現のために、次のようなことを心がけましょう

市民の皆さんは・・・

- 講演会やセミナーに積極的に参加し、男女共同参画について正しく理解します。
- 性別にとらわれず、個性や能力を発揮できるように、家庭や職場、地域における慣行やしきたりなどを見直します。

事業者の皆さんは・・・

- 従業員が、講演会やセミナーに参加しやすい職場の環境づくりに努めます。

基本目標 I 男女の人権の尊重と男女共同参画意識の啓発促進

施策の方向2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

現状と課題

人間の意識や価値観は、幼少期から家庭・学校・地域社会の中で形成されます。他人を思いやり、一人一人を尊重するといった人権意識や男女平等意識を育てるために、教育の果たす役割はとも重要です。

学校教育の場においては、人権尊重の教育が展開されていますが、より一層の推進を図るためには、学校と家庭・地域が連携を深め、性別による固定的役割分担意識に基づいた慣行を改めることが大切です。

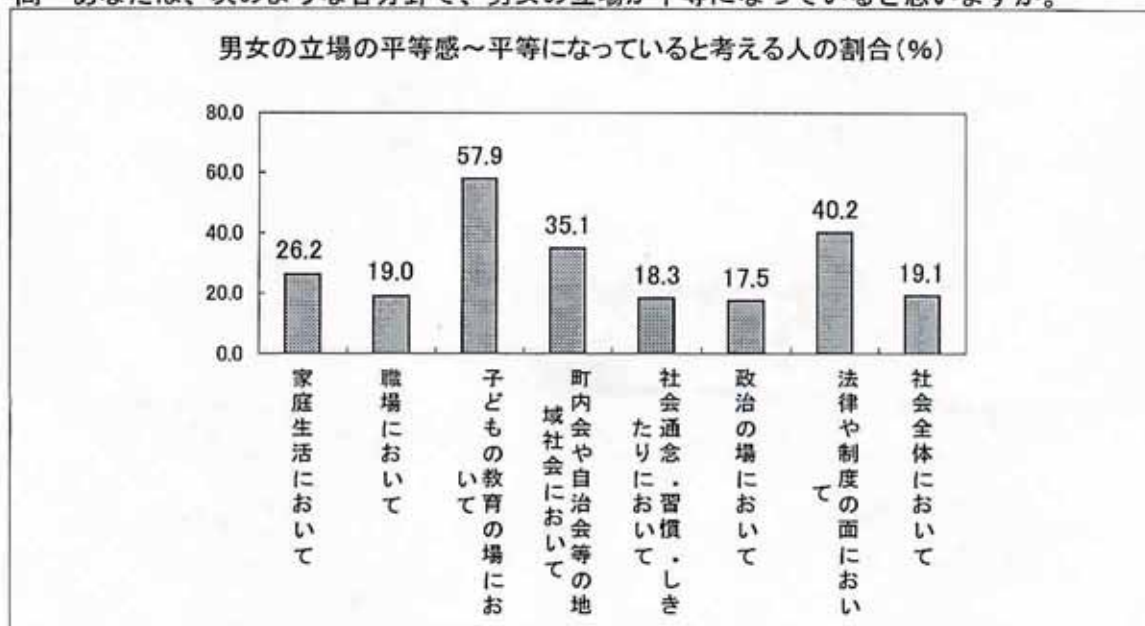
下のグラフ（参考資料1参照）は、各分野における男女の立場の平等感で、平等になっていると考える人の割合を示したものです。「子どもの教育の場において」が57.9%と最も高く、家庭生活や職場など他の分野と比較すると男女の平等が進んでいることがうかがえます。

次頁のグラフ（参考資料2参照）によると、学校において男女平等意識を形成する上で重要だと思うことは「学校における進路指導や職業教育について、男女を問わず、生徒個人の希望と能力を重視して行う」が男女ともに最も高く、続いて「学校における特別活動やクラブ活動等の役割分担について、男女を問わず、生徒個人の希望と能力を重視する」でした。性別にとらわれずに進路や職業を選択できる意識の醸成や、一人一人の能力や個性を重視する教育が、望まれていることがうかがえます。

今後も学校や家庭、地域などにおいて、男女共同参画の視点に立った教育・学習に引き続き取り組み、市民の男女平等の意識や男女共同参画社会への理解をさらに深めることが求められています。

参考資料1：男女平等に関する意識について

問 あなたは、次のような各分野で、男女の立場が平等になっていると思いますか。

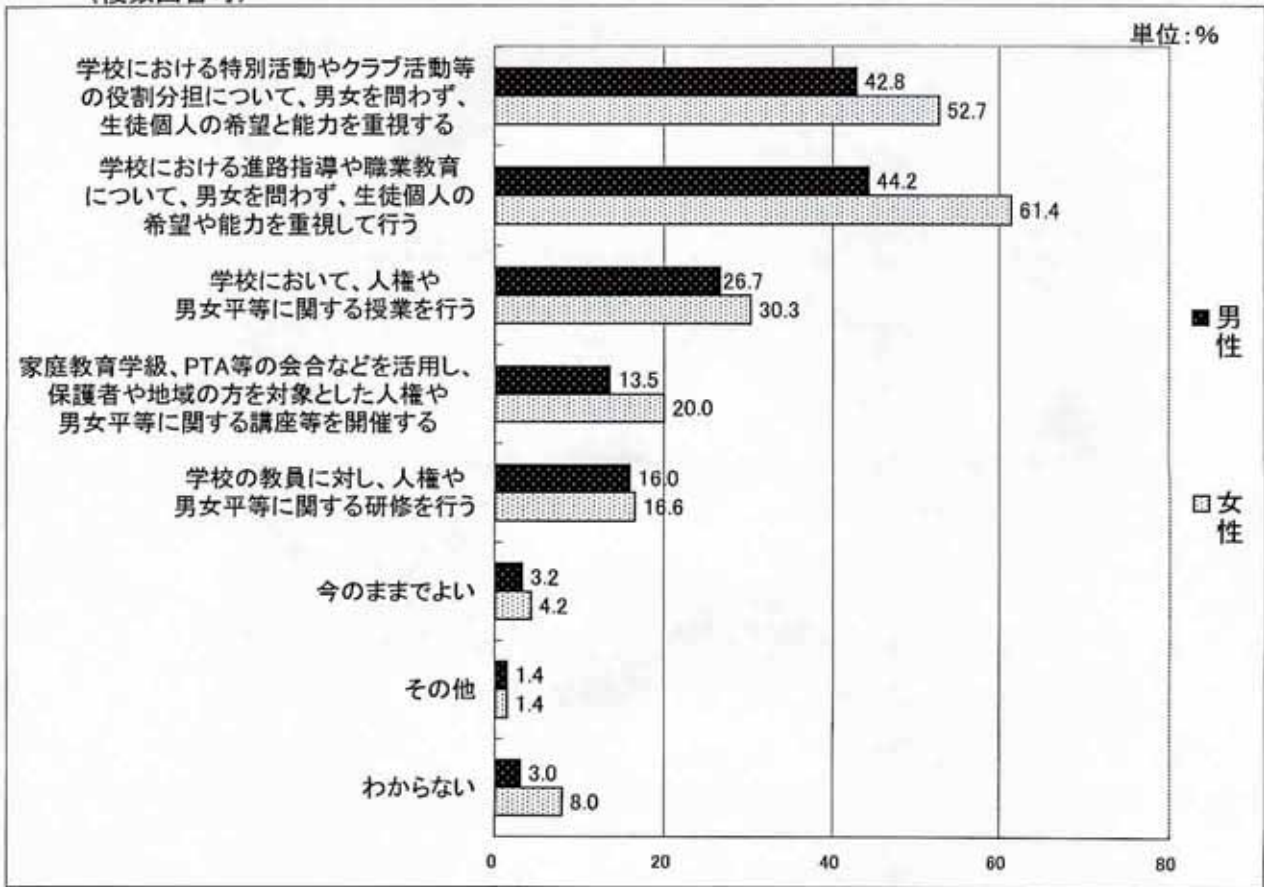


N=889

平成23年度 真岡市 男女共同参画に関する市民意識調査より

参考資料2：学校において男女平等意識を形成する上で、重要なこと

問 あなたは、学校において人権や男女平等意識を形成する上で、どのようなことが重要だと思いますか。
(複数回答可)



男性N=376 女性N=495

平成23年度 真岡市 男女共同参画に関する市民意識調査より

施策2-①

◆幼少期からの男女共同参画意識の醸成

事業No	事業内容	具体的内容	担当課
11	学校における男女平等教育の推進	保健体育や家庭科等の学習活動を通して、男女が互いに相手の立場と特性を理解し、認め合い、励まし合うことの大切さを指導します。	学校教育課
12	教職員の研修の充実	男女平等意識を高めるため、教職員の研修を充実させます。	学校教育課
13	保護者に対する意識啓発・情報提供	男女共同参画や男女平等教育に関する意識啓発のため、PTA対象の研修会を実施したり、パンフレットを配布します。	生涯学習課
14	「三つ子の魂育成事業」における人権教育の推進	望ましい人権感覚を形成するため、乳幼児の保護者を対象とした講話を実施します。	三つ子の魂育成推進室

施策2-②

◆男女共同参画の視点に立った家庭教育の充実

事業No	施策内容	具体的内容	担当課
15	家庭教育学級の中での男女共同参画に関する学習会の実施	幼稚園、保育所、学校ごとに家庭教育学級を開設し、男女共同参画に関する学習会を実施します。	生涯学習課
16	家庭教育に関する情報提供	家庭教育通信「すこやか」「のびる」「めざめ」や家庭教育誌「とんぼつり今日はどこまで」等で情報を提供します。	生涯学習課
17	家庭における子育ての支援	あらゆる機会をとらえて、幼児期の「心の教育」、親子関係の重要性を啓発し、家庭における子育ての環境づくりを支援します。	三つ子の魂育成推進室

施策2-③

◆男女共同参画を推進する学習機会の充実

事業No	施策内容	具体的内容	担当課
18	男女が豊かに暮らすための学習機会の充実	市民講座や女性学級等を開設し、男女それぞれがライフスタイルに応じて、豊かに暮らすための知識や技能の習得及び今日的な課題の学習ができる機会を充実させます。	生涯学習課
19 (重)	男女共同参画社会づくり出前講座及び地域座談会の実施	市民団体、事業所等を対象とした男女共同参画社会づくりの出前講座及び地域公民館単位の地域座談会を実施します。	生涯学習課
20	男女共同参画に関する学習情報の提供	市の事業のほか、県や他市町等の男女共同参画セミナー等の学習情報を提供します。	生涯学習課

施策の目標値

事業No	事業内容	目標設定指標	基準年 H22年度	目標年度 H28年度
19	男女共同参画社会づくり出前講座及び地域座談会の実施	出前講座及び地域座談会の実施回数及び参加者数	15回 467名 /年	20回 600名 /年

男女共同参画社会の実現のために、次のようなことを心がけましょう

市民の皆さんは・・・

○性別にとらわれず、一人一人の個性と能力を伸ばす子育てを心がけます。

○地域の子どもたちを見守りながら、相手の立場や個性を理解し、互いに尊重し合えるような心をはぐくみます。

○それぞれの個性や能力を生かすために、講座やサークル活動などを通して、自分が取り組みやすいことから学びます。

基本目標Ⅰ 男女の人権の尊重と男女共同参画意識の啓発促進

施策の方向3 人権に配慮した健康づくりの推進

現状と課題

生涯を通じて健康でいることは男性・女性ともに重要です。特に女性は、生涯の中で妊娠・出産をはじめ男性と異なる健康上の様々な問題に直面する可能性があります。

近年、婚姻年齢・出産年齢が上昇し、働く女性が増加するなど、女性のライフスタイルが多様化する中で、不妊に悩む男女に対する相談や情報提供なども含め、子どもを安心して生み育てられる保健医療環境の整備がますます重要となっています。

女性の生涯にわたる健康保持増進のため、成人期・高齢期の健康づくりを支援していくことが求められています。また、エイズなどの感染症は、不妊や出産への影響、悪性疾患の併発など特に女性の健康への影響が大きいことから、各種啓発活動、相談機能の充実を図る必要があります。

施策3-①

◆男女の生涯にわたる健康保持の推進

事業No	事業内容	具体的内容	担当課
21	健康の管理・保持増進のための教育・相談支援	各種健康教室、講演会、相談会等を実施し、健康の管理・保持増進を図ります。	健康増進課
22	疾病予防対策の推進	各種疾病予防教室や生活習慣病検診を実施します。	健康増進課
23	健康づくりのための運動習慣の普及推進	健康づくり、また生涯スポーツを続けることを意識し、スポーツニーズをとらえたスポーツ教室等を開催します。	健康増進課 スポーツ振興課
24	各種検診の充実と受診の啓発	健康状態を把握し、健康に生活していくために、生活習慣病検診をはじめ、各種ガン検診を定期的に受診するよう啓発に努めます。	健康増進課
25	HIV/エイズ等性感染症対策の推進	エイズなどの感染症を予防するための啓発や相談事業を実施するほか、疾患に対する正しい認識について啓発します。	健康増進課
26 (重)	食育の推進と啓発	食を大切にす意識、望ましい食習慣の普及に努めます。	農政課 健康増進課 (ほか関係課)

施策3-②

◆性の尊重についての意識の醸成

事業No	事業内容	具体的内容	担当課
27	適切な性教育の推進	児童・生徒の発達の段階に応じて、生命の大切さを理解し、互いの性を尊重するような教育を行います。	健康増進課 学校教育課
28	思春期における健康教育の充実	思春期における体の変化、性感染症予防や薬物乱用防止についての指導、啓発を実施します。	健康増進課 学校教育課
29 (重)	「性と生殖に関する健康と権利」(※注6-7)に関する意識の浸透	検診・健康教室等を通じて、「性と生殖に関する健康と権利」の意識の浸透を図ります。	健康増進課 生涯学習課

施策3-③

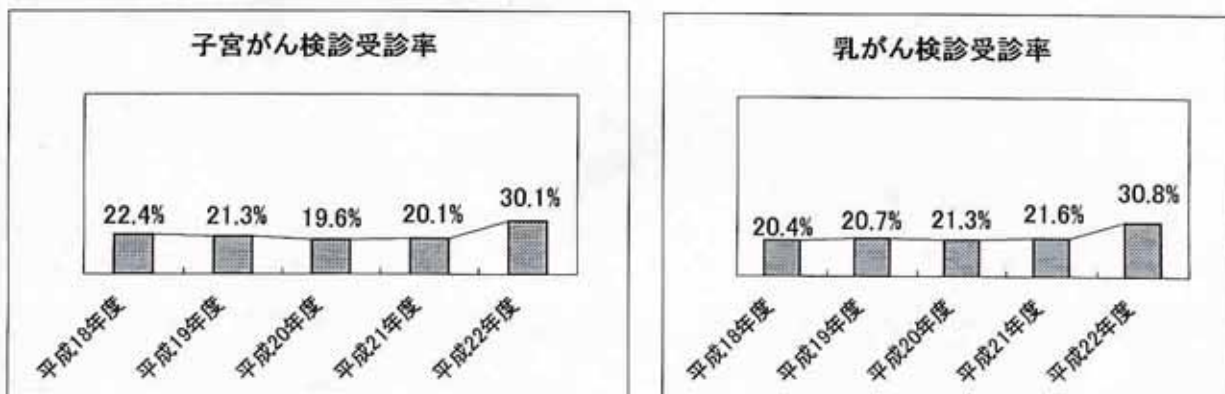
◆母子保健の充実

事業No	事業内容	具体的内容	担当課
30	妊娠・出産期における健康支援施策の充実	母子手帳の副読本の配布を実施したり、妊婦に健康診査券を発行して、健康に出産できるよう支援します。	健康増進課
31	育児期の女性の健康支援施策の充実	子育て中の母親が自ら健康管理できるような相談や訪問指導を行います。	健康増進課
32	不妊治療に関する支援	不妊治療(人工授精・体外受精・顕微授精)を受けた夫婦に対し、治療費の一部を助成します。	健康増進課
33 (重)	女性の健康をおびやかす問題についての対策	子宮がん・乳がんのほか骨粗しょう症等、女性特有の疾病や女性がかかりやすい疾病についての検診・予防に取り組みます。	健康増進課

施策の目標値

事業No	事業内容	目標設定指標	基準年 H22年度	目標年度 H28年度
33	女性の健康をおびやかす問題についての対策	子宮がん検診の受診率	30.1%	50.0%
		乳がん検診の受診率	30.8%	50.0%

参考資料1：女性がん検診受診率の推移



(※注6) 性と生殖に関する健康 平成6年(1994年)の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成7年(1995年)の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりではなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。

第3次男女共同参画基本計画(内閣府)より

(※注7) 性と生殖に関する権利 「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及び性と生殖に関する健康を得る権利」とされています。

第3次男女共同参画基本計画(内閣府)より

男女共同参画社会の実現のために、次のようなことを心がけましょう

市民の皆さんは…

- 自らの健康に関心を持ち、定期健診やがん検診を受診するなど、疾病の予防に努めます。
- 性についての正しい理解を深めます。
- 各種健康教室やスポーツ教室等に進んで参加し、自らの健康づくりに努めます。

事業者の皆さんは…

- それぞれの性の特性を正しく理解し、従業員の健康づくりを支援します。

基本目標Ⅰ 男女の人権の尊重と男女共同参画意識の啓発促進

施策の方向4 男女間における暴力の根絶

現状と課題

配偶者や恋人など、親密な関係にあるパートナーからの暴力、いわゆるDV（ドメスティック・バイオレンス）（※注8）は、男女間の問題だけではとどまらず、その影響は児童への虐待など深刻な問題を引き起こします。また、相手の人権を侵害し、恐怖と不安を与える暴力は決して許されるものではなく、男女共同参画社会づくりの実現を妨げる要因の一つにもなっています。

内閣府男女共同参画局調べによると、DV被害等の件数は年々増加している傾向にあります。その一方でDV被害を受けても相談しない場合も多く、被害が潜在化する懸念があります。

下のグラフ（参考資料1参照）によると「なぐったり、けったりするなどの身体に対する暴力を受けた」について「何度もあった」と答えた割合が男性は1.3%、女性は6.5%でした。「人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた」について「何度もあった」と答えた割合が、男性は4.0%女性は8.3%でした。本市においても、女性のDV被害者だけでなく、男性についても少なからず被害者が存在しています。

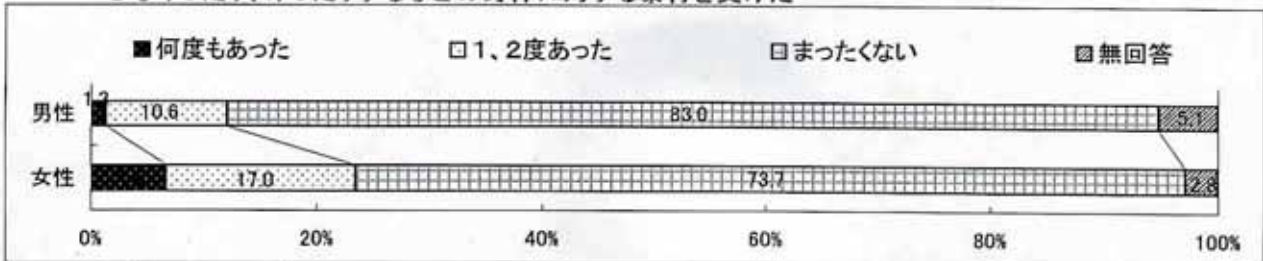
次頁のグラフ（参考資料2）を見ると「なぐる・ける」といった身体的・直接的な暴力に関しては、「どんな場合でも暴力にあたる」と認識する割合が高いですが、「交友関係や電話やメールを細かく監視する」といった行為については「暴力にあたる」と認識する割合が低くなっています。

今後、施策を通してあらゆる暴力の根絶に向けて取り組むとともに、DV被害者への保護支援や相談体制の強化を図っていくことが求められています。

参考資料1:男女間の暴力について

問 あなたはこれまでに、あなたの配偶者（または交際相手）から次のようなことをされたことがありますか。

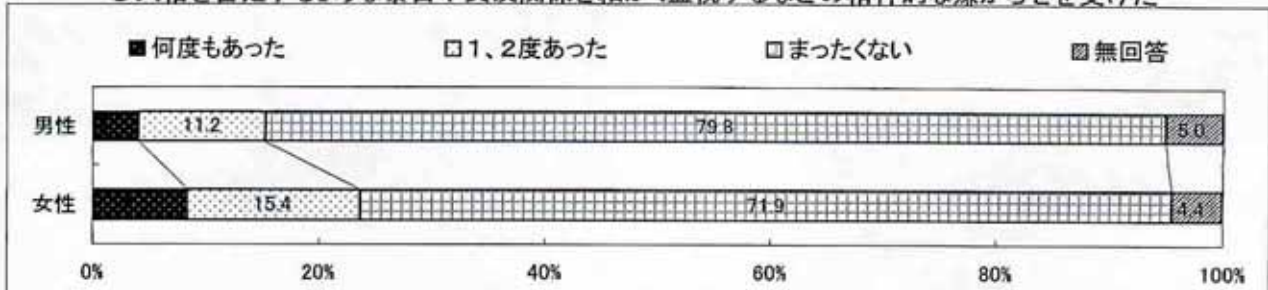
●なぐったり、けったりするなどの身体に対する暴行を受けた



男性N=376 女性N=495

平成23年度 真岡市 男女共同参画に関する市民意識調査より

●人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた



男性N=376 女性N=495

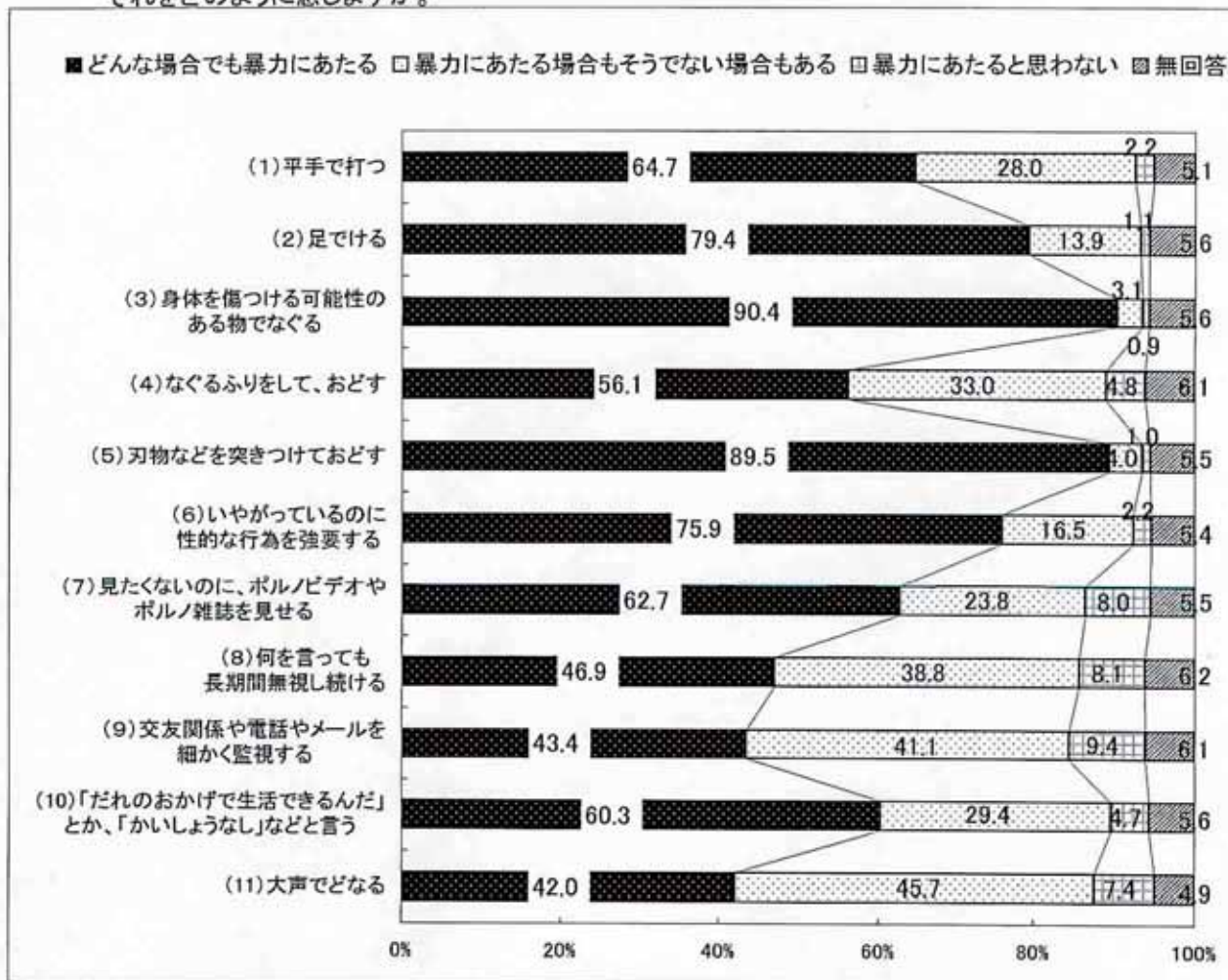
平成23年度 真岡市 男女共同参画に関する市民意識調査より

（※注8）DV（ドメスティック・バイオレンス） 「配偶者等親密な関係にある者からの身体的、精神的、経済的及び性的暴力」のことをいいます。

真岡市男女共同参画推進条例第2条より

参考資料2:暴力にあたるという認識

問 あなたは、次の(1)～(11)のようなことが夫婦(または親密な関係の異性)の間で行われた場合、それをどのように感じますか。



施策4-①

◆DV被害者へ保護支援の推進

事業No	事業内容	具体的内容	担当課
34	DVに関する相談や保護及び関係機関との連携	警察署・裁判所・婦人相談所等関係機関との連携を図り、DV被害者の相談・保護に努めます。	児童家庭課
35	DV被害者の自立支援	母子自立支援員による相談事業の充実を図ります。	児童家庭課

施策4-②

◆DV防止のための啓発等の充実

事業No	事業内容	具体的内容	担当課
36 (重)	DV防止のための啓発	DVの内容、DV法や相談窓口について、広報を行い啓発を図ります。また、相談窓口の連絡先を記載したカードを市及び民間施設の女子トイレ等に設置します。	児童家庭課

施策4-③

◆性犯罪抑止対策の推進

事業No	事業内容	具体的内容	担当課
37	有害環境浄化活動の実施	性の商品化や暴力を助長するような環境を改善するため、有害図書や立入り調査の実施や有害ポスターや看板等の撤去を行います。	生涯学習課

施策の目標値

事業No	事業内容	目標設定指標	基準年 H22年度	目標年度 H28年度
36	DV防止のための啓発	市民意識調査で「配偶者(または交際相手)からなぐったり、けったりするなどの身体に対する暴行を受けた」ことが「まったくない」と回答した人の割合	77.4%	100.0%

男女共同参画社会の実現のために、次のようなことを心がけましょう

市民の皆さんは・・・

- あらゆる暴力が人権侵害であると認識し、暴力のない社会を目指します。
- 自らが暴力を受けたり、身の回りで暴力行為があった場合は、関係機関に相談します。

MEMO

「DV」ということばを知っていますか？

「ドメスティック」(domestic)ということばは、「国内の」「家庭内の」などの意味がありますが、ドメスティック・バイオレンスといった場合は、「家庭内暴力」と訳されることがあります。DVは、家庭内で行われることが多いため、発覚・発見が困難ですが、被害を受けた当事者はもちろん、同居する子どもや家族にも精神的に深刻な問題を引き起こすことがあります。なお、DVの中でも、婚姻関係にない交際相手や恋人からの暴力行為のことを「デートDV」ということがあります。若年層においては、DVを受けたことで精神的に深刻な問題を引き起こすことがあります。

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画促進

施策の方向5 政策・方針・意思決定の場における男女共同参画の推進

現状と課題

男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野において性別を問わず参画する機会を得ることは重要ですが、女性の政策・方針・意思決定の場への参画状況はまだ十分とは言えません。女性の参画を拡大していくには、市が率先して政策・方針決定の場への参画についての取組を進めるとともに、女性自身が積極的な参画意識をもつことが求められています。

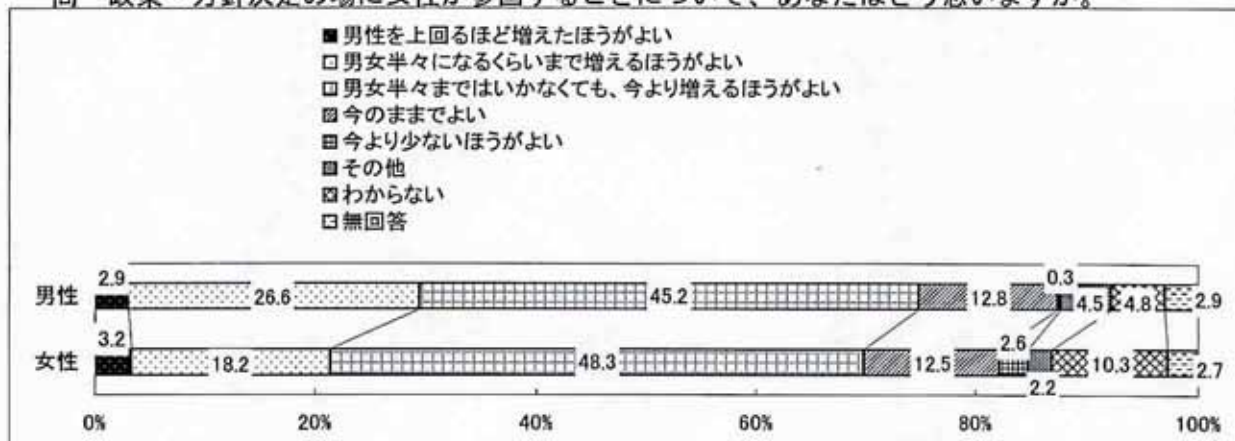
下のグラフ（参考資料1参照）をみると、「政策方針決定の場に女性が参画すること」について「男女半々まではいなくても今より増えるほうがよい」と答えた割合が男性は45.2%、女性は48.3%と男女ともに半数近い結果となっていますが、本市における現状を見ると平成23年3月31日現在、附属機関等の女性委員の割合は27.5%にとどまっています。（附属機関等の委員の構成調べ/総務課より）

「政策・方針決定の場へ女性の参画を拡大するためにどのようなことが重要か」という問いに対して、男女ともに割合が高かったのが（参考資料2参照）「女性自身が積極的な参画意識をもつこと」で男性が27.4%、女性が25.5%でした。続いて「男性優位の組織運営を改善すること」で男性が24.7%、女性が20.2%でした。

このような結果から、施策においては性別による固定的役割分担意識に基づいた慣行を改め、女性や若いリーダーの学習機会を充実させ、人材育成の支援を強化していくことが求められています。

参考資料1：女性の社会参画について

問 政策・方針決定の場に女性が参画することについて、あなたはどのように思いますか。

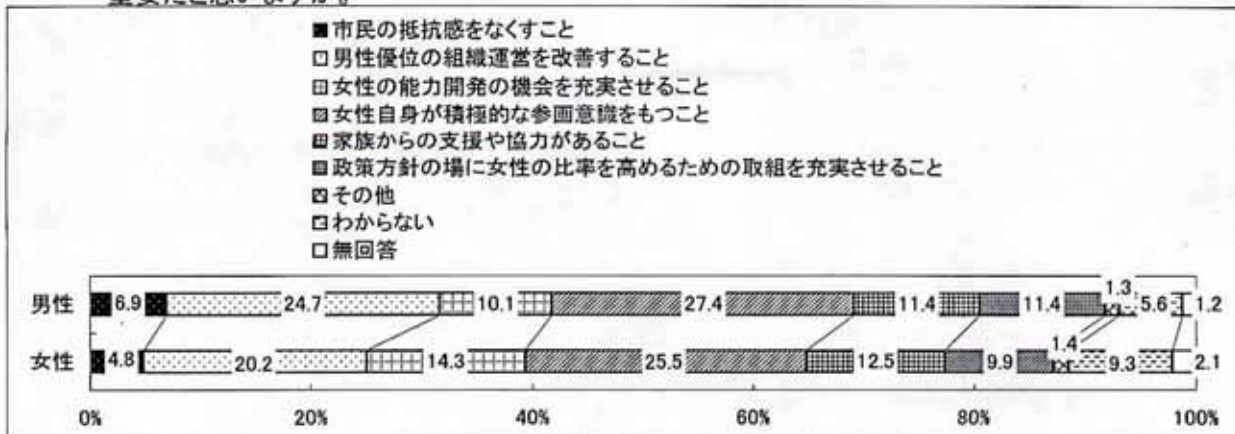


男性N=376 女性N=495

平成23年度 真岡市 男女共同参画に関する市民意識調査より

参考資料2：女性の参画が増えるために重要なこと

問 議員や審議会委員など、政策方針決定の場に女性の参画が増えていくためには、どのようなことが重要だと思いますか。



男性N=376 女性N=495

平成23年度 真岡市 男女共同参画に関する市民意識調査より

施策5-①

◆委員会・審議会などへの女性の参画促進

事業No	事業内容	具体的内容	担当課
38 (重)	委員会・審議会等への積極的な女性の登用	市の各種委員会・審議会等における女性登用率の増加を図り、全庁を挙げて政策・方針の決定の場における男女共同参画を推進します。	全課
39	女性のいない委員会・審議会等の解消	女性委員のいない委員会等への女性委員登用の積極的な働きかけをします。	全課
40	委員会・審議会等への参画に意欲のある女性の人材育成	政策・方針決定過程への参画に意欲のある女性を支援します。	生涯学習課

施策5-②

◆女性の社会参画を推進する意識の啓発

事業No	事業内容	具体的内容	担当課
41	女性や若いリーダーを育成するための学習情報の提供	市の事業、県で実施される講座や研修についての情報をチラシや情報誌で提供します。	生涯学習課
42	女性の能力開発講座やキャリアアップ講座の開講	地域社会や職場をはじめ、あらゆる分野で女性が活躍するための能力開発をする講座を実施します。	生涯学習課
43	女性や若いリーダー育成のための研修への派遣支援	県主催の国内研修等への派遣を支援し、人材を育成し地域での活躍を促します。	生涯学習課

施策5-③

◆管理・監督的立場への女性登用の促進

事業No	事業内容	具体的内容	担当課
44	自治会役員への女性参画の推進	自治会連合会と連携し、自治会活動において男女共同参画が進むよう、女性役員の登用について協力を求めます。	総務課
45 (重)	各種団体等の役員への女性の登用・方針決定の場への参画促進	各種団体等の役員の登用など、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画促進を図ります。	関係各課

施策5-④

◆積極的改善措置(ポジティブ・アクション)(※注9)の実施

事業No	事業内容	具体的内容	担当課
46 (新)	市民・事業者を対象としたポジティブ・アクションの啓発	ポジティブ・アクションについて、市民・事業者への啓発を行い、団体・事業所等における男女共同参画を推進します。	生涯学習課

(※注9)積極的改善措置(ポジティブアクション) 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。

真岡市男女共同参画推進条例第2条より

施策の目標値

事業 No	事業内容	目標設定指標	基準年 H22年度	目標年度 H28年度
38	委員会・審議会等への積極的な女性の登用	委員会・審議会等の女性委員構成割合	27.5%	30.0%
45	各種団体等の役員への女性の登用・方針決定の場への参画促進	市内小中学校のPTA正・副会長(教職員を除く)における女性の割合	24.2%	30.0%

男女共同参画社会の実現のために、次のようなことを心がけましょう

市民の皆さんは・・・

- 市政や地域社会などに興味・関心をもち、さまざまな分野の活動に参加します。
- 市の各種委員会や審議会等の募集に、積極的に応募します。
- 研修・講座等で学んだことを生かして、さまざまな分野に参画します。

事業者の皆さんは・・・

- 積極的に男女共同参画に関する研修を行い、理解を深めます。